

平成 1 9 年第 1 回定例会

富良野市議会会議録（第 2 号）

平成 1 9 年 2 月 2 7 日（火曜日）

平成19年第1回定例会

富良野市議会会議録

平成19年2月27日(火曜日)午前10時01分開議

議事日程(第2号)

- 日程第1 議案第10号(第4定) 富良野市屋外スポーツ施設設置条例の制定について
議案第12号(第4定) 富良野市生涯学習施設設置条例の全部改正について
議案第13号(第4定) 富良野市公民館設置条例の全部改正について
議案第14号(第4定) 富良野文化会館条例の全部改正について
- 日程第2 議案第15号(第4定) 富良野市山部地区生活改善センター設置条例の全部改正について
議案第16号(第4定) 富良野市東山福祉センター設置条例の全部改正について
議案第17号(第4定) 富良野市山部福祉センター設置条例の全部改正について
議案第18号(第4定) 富良野市老人福祉センター設置条例の全部改正について
議案第19号(第4定) 富良野市勤労青少年ホーム設置条例の全部改正について
- 日程第3 議案第22号(第4定) 富良野市手数料条例の一部改正について
議案第26号(第4定) 富良野市建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第4 議会改革特別委員会報告
- 日程第5 監査委員報告(例月出納検査結果報告18年度11月、12月分)
(平成18年度定期監査報告)
(財政援助団体監査報告)
- 日程第6 議案第18号 市立富良野図書館条例の全部改正について
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第8 議案第10号~第17号、第19号~第31号(提案説明)

出席議員(18名)

議長	20番	中元 優君	副議長	6番	岡本 俊君
	1番	今利一君		2番	佐々木 優君
	3番	宮田 均君		4番	広瀬 寛人君
	7番	横山 久仁雄君		9番	野嶋 重克君
	10番	上田 勉君		11番	天日 公子君
	12番	東海林 孝司君		13番	千葉 健一君
	14番	岡野 孝則君		15番	菊地 敏紀君

16番 穴戸 義美 君
18番 日里 雅至 君

17番 北 猛 俊 君
19番 東海林 剛 君

欠席議員(1名)

8番 千葉 勲 君

説明員

市長 能登 芳昭 君
総務部長 下口 信彦 君
保健福祉部長 高野 知一 君
建設水道部長 里 博美 君
中心街整備推進室長 細川 一美 君
財政課長 鎌田 忠男 君
教育委員会会長 齊藤 亮三 君
教育委員会会長 杉浦 重信 君
農業委員会会長 大西 克男 君
公平委員会会長 島 強 君
選挙管理委員会会長 藤原 良一 君

助 役 石井 隆 君
市民部長 大西 仁 君
経済部長 石田 博 君
商工観光室長 高山 和也 君
総務課長 松本 博明 君
企画振興課長 岩鼻 勉 君
教育委員会会長 宇佐見 正光 君
農業委員会会長 藤野 昭治 君
監査委員 松浦 惺 君
選挙管理委員会会長 藤田 稔 君

事務局出席職員

事務局 長 桐澤 博 君
書記 日向 稔 君
書記 渡辺 希美 君

書記 大畑 一 君
書記 大津 諭 君

午前10時01分 開議
(出席議員数18名)

開 議 宣 告

議長(中元優君) これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長(中元優君) 本日の会議録署名議員には、

野 島 重 克 君
東海林 剛 君

を御指名申し上げます。

行 政 報 告

議長(中元優君) この際、あらかじめ申し出がありました市長の行政報告に関する発言を許可いたします。

市長能登芳昭君。

市長(能登芳昭君) - 登壇 -

平成19年第1回富良野市議会定例会行政報告を申し上げます。

1点目は、旅客フェリー「さんふらわあふらの」の就航についてであります。

平成19年1月30日、大洗・苫小牧間に、旅客フェリー「さんふらわあふらの」が就航し、31日、苫小牧港で就航洋上記念式典が行われました。

同フェリーは、船主商船三井フェリー株式会社、総トン数1万3,593トン、旅客定員705人で、現在、年間21万人の利用者があり、熟年者も視野に入れ、北海道への誘客拡大を行う予定とされており、同社より北海道をイメージする名前として、「ふらの」を命名したいとの要請を受け承諾したところであります。

本市といたしましては、現在取り組んでいる農村観光都市形成に向け、観光振興、特産物等の宣伝啓発及び消費拡大につながるもの

と期待をしているところであります。

2点目は、JR富良野線の運行体系改善に関する要請についてであります。

富良野市、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村の1市4町1村で、2月14日、北海道旅客鉄道株式会社旭川支社に対し、地域ニーズに応じた運行体系の確保と機能性の向上、旭川空港から富良野圏へのアクセス対策、観光、イベント等の企画ツアーの継続と充実など、JR富良野線の運行体系改善について要請してまいりました。

以上であります。

議長(中元優君) 以上で、市長の行政報告を終わります。

日程第1

議案第10号(第4定) 富良野市屋外スポーツ施設設置条例の制定について

議案第12号(第4定) 富良野市生涯学習施設設置条例の全部改正について

議案第13号(第4定) 富良野市公民館設置条例の全部改正について

議案第14号(第4定) 富良野文化会館条例の全部改正について

議長(中元優君) 日程第1 前回より継続審査の議案第10号富良野市屋外スポーツ施設設置条例の制定について、議案第12号富良野市生涯学習施設設置条例の全部改正について、議案第13号富良野市公民館設置条例の全部改正について、議案第14号富良野文化会館条例の全部改正について、以上4件を一括して議題といたします。

本件4件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長東海林剛君。

総務文教委員長(東海林剛君) - 登壇 -
総務文教委員会より御報告申し上げます。

平成18年第4回定例会において付託となりました議案第10号富良野市屋外スポーツ

施設設置条例の制定について、議案第12号富良野市生涯学習施設設置条例の全部改正について、議案第13号富良野市公民館設置条例の全部改正について、議案第14号富良野文化会館設置条例の全部改正についての審査の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第10号富良野市屋外スポーツ施設設置条例の制定については、現在、生涯学習施設設置条例において定められている市民野球場と、規則で定められている富良野陸上競技場などの屋外スポーツ施設をまとめ、1本の条例として制定しようとするものであります。

また、市民野球場以外、従来の使用料が基本的に無料であった17施設については、利用者から一定の負担を願うため、利用料の見直しを行い、あわせて公の施設に係る指定管理者制度導入方針に基づき、計18の屋外スポーツ施設を一括して指定管理者による管理とすることを前提とし、その管理運営について定めようとするものであります。

次に、議案第12号富良野市生涯学習施設設置条例の全部改正については、現行条例から市民野球場を削除するとともに、富良野市使用料、手数料設置基準に基づく利用料の見直しを行い、料金を改定しようとするものであります。

また、議案第13号富良野市公民館設置条例の全部改正について、議案第14号富良野文化会館設置条例の全部改正については、いずれも利用料の見直しに伴う料金改定が主なものであります。

本委員会は、担当部局に本条例の解釈と運用などについて説明を求めるとともに、4件の条例案の利用料に共通する使用料、手数料設定基準についても、資料の提出と説明を求め、7回の委員会を開催し、慎重に審査を進めてまいりました。

いずれの条例案についても、富良野市情報共有と市民参加のルール条例に基づき、パブリックコメントなどの市民参加の手続きを行っておりますが、市民からの意見が全く寄せら

れなかった施設もあり、審議の過程では、市民への情報や資料の提供について、さらにわかりやすく説明する努力が必要である。

遠隔地や子供たちに教育的配慮を残すべきではないか。指定管理者に移管後も、各施設の設置目的から外れないよう、単年度ごとのチェック機能を働かせる必要があるのではないかと。サービスと利用率の向上を基本として、地域コミュニティのより一層の推進に対応すべきである。協働のまちづくりを進める上では、今後、行財政改革の目的や必要性について、市民に対し一層わかりやすい説明責任が求められるなど、多岐にわたる意見がありました。

本委員会としては、料金改定の基礎となる使用料、手数料算定について緩和措置も考慮されており、改善の余地は残るものの、一つの積算システムで料金改定が行われたという点で、一定の評価ができるという結論に達しました。

協議の結果、議案第13号に関しては、計算過程における端数処理及び暖房料について他の条例との整合性を図り、一部修正するものとし、議案第10号、第12号、第13号、第14号について意見を付し、原案可決すべきものと決定をいたしました。

修正案でございますが、議案第13号富良野市公民館設置条例の全部改正についての別表2、富良野市東山公民館使用料及び別表3、富良野市扇山地区公民館使用料等を別紙のとおりとするということで、修正案について添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

意見として、3点に集約をいたしました。

1点目、屋外スポーツ施設については、指定管理者の運営に移管後も、施設の設置目的を尊重するとともに、使用申請などについての利便性、特に遠隔地における利用者への配慮に努め、市民の利用促進を図ること。

2点目、生涯学習センター、公民館、文化会館については、設置目的に沿った教育的配慮を行い、市民団体の活動やサークル活動を

支援するとともに、地域コミュニティー活動の一層の推進を図りたい。

3点目、公の施設の運営に当たっては、利用者である市民の視点に立ち、単年度ごとに利用状況や意識調査などを実施するチェック体制を確立し、市民ニーズに合ったサービスの提供に努めること。

以上、総務文教委員会からの報告といたします。

議長（中元優君） これより、本件4件の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、以上で、本件4件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件4件について、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第2

議案第15号（第4定） 富良野市山部地区生活改善センター設置条例の全部改正について

議案第16号（第4号） 富良野市東山福祉センター設置条例の全部改正について

議案第17号（第4号） 富良野市山部福祉センター設置条例の全部改正について

議案第18号（第4号） 富良野市老人福祉センター設置条例の全部改正について

議案第19号（第4号） 富良野市勤労青少年ホーム設置条例の全部改正について

議長（中元優君） 日程第2 前回より継

続審査の議案第15号富良野市山部地区生活改善センター設置条例の全部改正について、議案第16号富良野市東山福祉センター設置条例の全部改正について、議案第17号富良野市山部福祉センター設置条例の全部改正について、議案第18号富良野市老人福祉センター設置条例の全部改正について、議案第19号富良野市勤労青少年ホーム設置条例の全部改正について、以上5件を一括して議題といたします。

本件5件に関し、委員長の報告を求めます。

市民福祉委員長日里雅至君。

市民福祉委員長（日里雅至君） - 登壇 - 市民福祉委員会より御報告を申し上げます。

平成18年第4回定例会において付託されました議案第15号富良野市山部地区生活改善センター設置条例の全部改正について、議案第16号富良野市東山福祉センター設置条例の全部改正について、議案第17号富良野市山部福祉センター設置条例の全部改正について、議案第18号富良野市老人福祉センター設置条例の全部改正について及び議案第19号富良野市勤労青少年ホーム設置条例の全部改正について、以上5件の条例改正案に対する審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この5件の条例改正案は、富良野市使用料、手数料設定基準に基づいた使用料金の改正が大きな柱であり、その他文言整理を含む全部改正案件です。

本委員会では、担当部局に使用料金の改正根拠、施行規則及び改正後の運用段階における基準、使用料の試算及び収入の見込み、これまでの利用者数の推移など、資料の提出とその説明を求め、慎重に審査を進めてきた次第であります。

審査の中での総論として、使用者負担割合を求めたサービスの性質別分類判断シートについては、基準や物差しとしての有効性は一定の理解はするものの、富良野市独自の政策

や住民ニーズ、地域格差を考慮する余地がないシートの設計になっていること。施設の設置や目的が、政策に対する位置づけとして不明瞭なこと。公平公平の原則の視点が一定していないこと。激変緩和措置や減額免除基準の扱いが公平公平の原則から乖離しているとの強い意見が出されました。

これらの意見を踏まえて、富良野市使用料、手数料設定基準では、5年後に見直しを行うと定めていますが、さきに述べた意見を整理した上で、改めて見直しをすべきとの意見の一致を見たことから、速やかな見直しを強く求めるものであります。

以上のような意見と審査経過を踏まえて、本委員会の報告をそれぞれ案件ごとに申し上げます。

議案第15号富良野市山部地区生活改善センター設置条例の全部改正については、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第16号富良野市東山福祉センター設置条例の全部改正については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、附帯意見として、東山地区におけるコミュニティ施設の確保と公共施設の偏在による地域格差の解消のため、使用料における配慮が必要であることから、早急な見直しが必要と意見の一致を見た次第であります。

議案第17号富良野市山部福祉センター設置条例の全部改正については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、附帯意見として、使用料算定経過における単価の設定及び使用料等を、隣接する施設との整合性を図るため、早急な見直しが必要と意見の一致を見た次第であります。

議案第18号富良野市老人福祉センター設置条例の全部改正については、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第19号富良野市勤労青少年ホーム設置条例の全部改正については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、附帯意見として、休日に休館日を設定するな

ど、使用者が使用しやすい施設でないことと、若者の定住促進や少子化対策を初めとして、政策のつながりを精査し、使用料設定の考え方を整理する必要があると意見の一致を見た次第であります。

以上を申し上げ、市民福祉委員会からの報告といたします。

議長（中元優君） これより、本件5件の質疑を行います。質疑ございませんか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） 審査に当たられた委員会に対して、大変な問題を慎重審議されたことに敬意を表するところです。

けれども、ここで一つだけ質問させていただきますが、今の委員長の発言にもあるように、一つ、富良野市独自の政策や住民ニーズ、地域格差を考慮する余地がないシートの設計になっていたこと。二つ目に、政策に対する位置づけとしての不明瞭なこと。三つ目に、激変緩和措置や減額免除基準の扱いが公平公正の原則から乖離しているとの強い意見が出たと。そして最終的には、速やかな見直しを強く求めるものだという委員長の報告がございました。

以上3点の観点から、速やかな見直しを強く求めるものという中で、議案15、16、そして17、18、19、この案件の中が原案どおり可決すべきものというようなことになった、その整合性を、速やかな見直しを強く求めるものということであれば、私は原案どおり可決すべきものという結論に至った理由がどうしてもわかりにくい部分があるのですが、その点について、委員長に質問させていただきます。

議長（中元優君） 答弁願います。

市民福祉委員長日里雅至君。

市民福祉委員長（日里雅至君） - 登壇 -
ただいま宮田議員の方から御質問がございました。

それぞれに総論的に審査の中で、委員会、委員の皆さんがそれぞれの考えを出していただきまして、議論を積み上げてきたというこ

との中で、こういう意見が出されたということで列記しております。

基本的には、原案どおりすべてが可決をしていると、それが大前提でありまして、その中で、この条例の中で、今後こういった形の中で十分に配慮されて、この条例が運用されるようにということでございまして、その部分の中で、3年だとかいろいろと年数の話も出てきましたけれども、一応、基本的には3年というような部局の方からお話がありましたけれども、そういったことも含めて、速やかに我々の意見を十分に反映していただきたいというような形の中で、このような整理をさせていただいたということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中元優君） よろしいですか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） 今の委員長報告なのですが、非常に報告はわかる部分もございしますが、苦渋の選択だったというようなことを市民の立場からいって、3点のようなこういう時期に行財政改革の中でこういうことが行われ、料金の改定が行われていく、それも、根拠となっているようなシートが地域格差を考慮するようなシートになっていないとか、やはり施設の設置や目的が政策に対する位置づけとなっていないというようなことは、非常に私も強く感じるところでございます。

しかし、今の委員長の報告を聞いていますと、どうしても、理事者側の原案どおり可決すべきものというのが最初にありきで、何か聞こえてしまったのです。その点について、もう一度だけ質問させていただきます。

議長（中元優君） 答弁願います。

市民福祉委員長日里雅至君。

市民福祉委員長（日里雅至君） - 登壇 -
ただいまの宮田議員の御質問にお答えいたします。

そのようなことは全くございません。そういった形の中で、委員会を数回重ねてまいりまして、それぞれ会派を代表する皆さんの意

見を十二分に反映した報告であるということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中元優君） ほかにございませんか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） 最後に、私もこの委員会には参加しておりませんが、2点目の施設の設置や目的が政策に対する位置づけとして不明瞭だということで、委員会として出しているのですが、これに対する理事者の答弁をいただいたのかどうか。いただいたとしたら、どういう答弁だったのか。ないとしたら、今市長がここで、この3点の問題について、どういうお考えなのかをお聞きしたいと思っております。

議長（中元優君） 宮田議員にお知らせしますけれども、ここで市長の答弁をもらう席ではございませんので、委員長の答弁だけ求めるなら求めてください。それでよろしいですか。

では、御答弁願います。

市民福祉委員長日里雅至君。

市民福祉委員長（日里雅至君） - 登壇 -
ただいまの宮田議員の御質問でございますけれども、この点についても、委員会の中で十二分に審議をさせていただきました。

内容については、委員会の中で、委員の皆さんが積み上げてきたもので御理解をいただいたものと理解をいたしております。

ただいま私行っているのは、報告といった形の中で、皆さんの御意見をまとめた形の中の御意見をここで可決すべきものといった形の中で御報告をいたしておりますので、このことについても、委員会の中では御理解をいただいたものと考えております。

以上です。

議長（中元優君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、以上で、本件5件の質疑は終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件5件について、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議がございますので、起立により採決をいたします。

本件5件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中元優君) 起立多数であります。

よって、本件5件は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第3

議案第22号(第4定) 富良野市
手数料条例の一部改正について
議案第26号(第4定) 富良野市
建築確認申請等手数料徴収条例の一
部改正について

議長(中元優君) 日程第3 前回より継続審査の議案第22号富良野市手数料条例の一部改正について、議案第26号富良野市建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正について、

以上2件を一括して議題といたします。

本件2件に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員長 穴戸義美君。

経済建設委員長(穴戸義美君) - 登壇 -

経済建設委員会より御報告を申し上げます。

平成18年第4回定例会において付託となった議案第22号富良野市手数料条例の一部改正について及び議案第26号富良野市建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正について、2件の審査経過と結果について御報告を申し上げます。

最初に、議案第22号富良野市手数料条例の一部改正については、平成14年度に北海道から権限移譲を受けた開発行為及び宅地造成等の許可事務について、現在市で進めてい

る料金等の全庁的な見直しの一環として、行政の公平な利用者負担を確保するために、手数料の見直しを行い、改正するものであります。

また、議案第26号富良野市建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正については、平成12年の地方分権一括法の施行により、法定手数料としての取り扱いは、平成12年の条例制定後6年を経過した中で、審査項目等の増加等に応じ適切な単価に改定すべき必要があることと、市で進めている料金等の全庁的な見直しの一環として、行政サービスの公平な利用者負担を確保する必要から、手数料の見直しを行い、改正を行うものであります。

本委員会は、担当部局より、本条例の2件にかかわる基本的な考え方と使用料、手数料の全庁的な見直しの設定基準にかかわる資料の説明を求め、慎重に審議を進めてまいりました。

審査を進める中では、本条例の2件については、建築確認申請、開発行為の許可、宅地造成工事許可ともに個人の資産形成にかかわるものであり、見直しの設定基準においても、分類判断シートにおける負担割合もおおむね等しいものと設定していること。そして本条例は、他の料金改定とは質を異にし、特殊性があること。さらに、実質的な負担額を基本として設定している等の説明があったところであります。

委員会では、本条例が地方分権による権限移譲を受けた時点において、基本的には、全道各市とも道が決めてきた金額に準拠していること。改定の激変緩和も考慮し、類似市町村とのバランスも含め設定されており、適正なものとの判断をしたところであります。

よって、議案第22号富良野市手数料条例の一部改正について及び議案第26号富良野市建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正についての2件は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上を申し上げます。経済建設委員会が

らの報告といたします。

議長（中元優君） これより、本件2件の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、以上で、本件2件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件2件について、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件2件は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第4

議会改革特別委員会報告

議長（中元優君） 日程第4 前回より継続調査の議会改革特別委員会報告を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員長北猛俊君。

議会改革特別委員長（北猛俊君） - 登壇

議会改革特別委員会より御報告申し上げます。

本委員会は、平成17年第4回定例会において、議会活動の活性化や定数問題等も含め、より市民に身近な議会のあるべき姿の検討、改善を目的として設置されました。

以後、28回にわたる委員会を開催してまいりましたので、その経過と結果を御報告申し上げます。

地方自治は、民主主義の実践の場ではありますが、議会の役割、任務は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律により、一段と重要かつ大きくなり、同時に議会を構成する議員の資質向上が求められております。

地方自治体は、自己決定、自己責任の原則

のもと、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担っていくことになり、議会は間接民主主義の形態での意思決定機関として、市民意思の反映機能と執行機関に対する批判、監視機能に加えて、条例策定など、政策形成能力も問われる時代になりました。

議会は市民を代表して、地方自治法第96条で定める15項目を審査、議決することを考慮すれば、各界、各層等の多様な価値観や、市民意思が最大限反映できる議会機能を発揮することが必要であります。

まさに議会は、住民の付託を受けて住民の意思を正確に反映することが要請され、執行機関提出の議案審議とあわせて、政策を積極的に提言することが問われております。

議会審議の活性化に向け、議案提出権と修正動議の発議要件が議員定数の8分の1から12分の1へ緩和されたのも、その具体化であります。

住民代表として付託された議員で構成する議会という間接民主主義の重みと意義を改めて痛感するものであります。

しかし一方では、議会からの情報発信不足や議員の活動不足を指摘し、議会が見えない、議員はどんな活動をしているのかなど、声があるのも現実で、議会や議員に対する指摘、批判として真摯に受けとめなければならないと考えます。

また、このことにこたえるために全力を挙げることこそ大切であり、市民が求める議会審議を十分に達成し、議会本来の機能を発揮しているならば、議会及び議員への信頼と付託を受けた意義が高まるはずであり、さらなる改革を進める必要性を深く認識したところであります。

こうした状況を基本とした上で、次の点について協議をいたしてまいりました。

初めに、これまでの協議によって具体化された事項についてであります。1、議員報酬の削減。2、議員定数の削減。3、一般質問における1問1答方式の導入。4、傍聴規

則の改正。5、政務調査費、反問権の取り扱いを整理の5項目であります。

次に、28回にわたる委員会の中で、今後の改革のための課題としたものについてありますが、1点目、議会の情報が市民へ十分に伝わっていないこと等が、結果として議会から市民の意識を遠ざけることにもつながっていることから、議会に関する総合的な情報の提供と開示に努め、市民の議会に対する関心を高めるとともに、議会の活性を図ることです。

具体的には、常任委員会の調査事項、開催日時等を通知して傍聴を促進すること。テレビ、ラジオ等での議会議中継やインターネット、ビデオでの議会の公開を検討すること。市民への公開を迅速に行うため、議事録及び会議録のIT化について。議会広報の紙面づくり等の情報内容整備と充実。加えて、費用対効果の検証であります。

2点目、市施策に関する議会の議決過程に対する説明責任を議会として可能にすることにより、市民の議会に対する理解を深めることに努力することです。

具体的には、議会報告会の開催について検討。議員協議会のあり方の検討。議員の政治倫理の明確化であります。

3点目、地方行政の運営は、間接民主主義の考え方にに基づき、議会と執行機関がそれぞれの権能を尊重しながら、住民福祉の向上や地域の発展を目指して、その役割を最大限に発揮することを基本としております。

その中で、市民参画の推進は、議会の政策立案機能を充実する意義を持つものであり、広く市民の意見や要望等を聴取し、市政に反映させることを可能にする開かれた議会を実現していくことです。

具体的には、広聴事業として、市民懇談会の設置。協働参画に向けた参考人制度と公聴会の活用。移動委員会、出前委員会の開催についての検討であります。

以上、具体化された事項及び協議内容ですが、総合的に体系づけた結論には至っ

ていないのが現状であります。

あくまでも今後の議会改革を推進する上での重要課題として整理を試みたものでありますが、この機会に改めてまちづくりのあり方とあわせて、議会の役割、任務を認識し得たことは幸いであります。

不断に継続すべき不変のテーマとして取り組んできた議会改革は、改選後の新たな議会にゆだねることになりましたが、これまでの協議、検討が新たな議会改革の基礎となることを期待し、最終報告といたします。

議長（中元優君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） 議会改革のためにこの委員会が労したことに、慎重審議を重ねられたことに、大変敬意を表するところであります。

その中で、1番のこれまでの協議によって具体化された事項の中の1から5までの間、1問だけ、議会は市民のパブリックコメントの制度などはとっておりません。その中で、議員報酬の削減、議員定数の削減、その他1から5までの市民意見をどのようにこの意見の中に反映させたのかお聞きします。

議長（中元優君） 御答弁願います。

議会改革特別委員長北猛俊君。

議会改革特別委員長（北猛俊君） - 登壇

宮田議員の御質問にお答えをさせていただきますが、これまでの協議によって具体化された事項ということで、5点について報告をさせていただきましたけれども、この関係につきましては、17年の第4回定例会に、当委員会が設置されてから順次報告をさせていただいた案件であります。

報告中で、その都度、市民意思がどのように反映されたかということにつきましては報告をさせていただいておりますけれども、改めて報告をさせていただきますが、議員は市民から付託を受けてこの議会に出させていたでいるわけです。この委員会も、

7名の議員で構成をさせていただきまして、この案件について協議を進めてきたわけでありませぬけれども、それぞれの議員が市民の意見をこの協議の中で反映されていると理解をいたしておりますし、さらにまた、各党派、政党に持ち帰り、協議をいたしておりますので、全議員の意見をもって市民の意見が反映されていると理解をさせていただいておりますので、そのように御理解をいただきたいと思ひます。

議長（中元優君） よろしいですか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） 報告の中で、情報発信不足や議員の活動不足を指摘し、議会が見えない、議員はどんな活動をしているのかなど、声があるというような報告もござひます。

その中で、広聴事業として、市民懇談会、協働参画に向けた参考人制度、移動委員会、出前委員会の開催についてというような、市民の意見や要望を市政に反映させることとして、具体的に今3点出ているわけです。

ということは、この意見の聴取をより情報発信、活動不足ということをも認めた上での改革になっているのか。それとも、今後より一層努力するというところで、改革の中でこういう議論が積み重ねられてきたのか、その点についてだけ最後にお聞きしたいと思ひます。

議長（中元優君） 御答弁願ひます。

議会改革特別委員長北猛俊君。

議会改革特別委員長（北猛俊君） - 登壇 -

質問にお答えをさせていただきますが、ただいまの案件につきましても、報告の中でも述べておりますとおり、議会の活動が市民に十分に伝わらないことによって、議会が見えない。また、議員がどんな活動をしているのかわからないということになっているのだらうと思ひます。

そういったことを解消するということと、さらには、議会の活動を市民に十分に理解をしていただくということから、3点目の宮田議員から御指摘をいただきました広聴事業、

あるいは参考人制度、公聴会、そしてまた移動委員会、出前委員会ということの開催を検討されてはいかかかという思ひで報告をさせていただいておりますので、そのように御理解をいただきます。

議長（中元優君） よろしいですか。

ほかにござひませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で、議会改革特別委員会報告を終わります。

日程第5

監査委員報告について

議長（中元優君） 日程第5 監査委員からの報告を議題といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、平成18年度会計11月分、12月分の2件及び平成18年度定期監査報告、財政援助団体監査報告であります。

以上4件に関し、御発言ござひませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、以上で、本報告を終わります。

日程第6

議案第18号 市立富良野図書館条例の全部改正について

議長（中元優君） 日程第6 議案第18号市立富良野図書館条例の全部改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

助役石井隆君。

助役（石井隆君） - 登壇 -

議案第18号市立富良野図書館条例の全部改正について御説明申し上げます。

本件は、富良野市情報共有と市民参加のルール条例の施行に伴い定められた富良野市審議会等の設置及び運営に関する事務取り扱い指針に規定する類似、同種の機能を持つ市議会等は、統合を図るという基準により検討

した結果、図書館協議会を廃止して、社会教育委員の会議に統合するとともに、富良野市公の施設設置条例標準例に従い、現条例に不足している規定等を新たに追加しようとするもので、条例の全部を改正しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明申し上げます。

条例の題名を、市立富良野図書館設置条例に改め、第1条、目的及び設置。第2条、名称及び位置は、現行条例どおりでございます。第3条は、職員の規定でございます。第4条、開館時間及び第5条、休館日の規定は、現行規則に規定している内容を条例へ移行しようとするものでございます。第6条は業務で、現行条例どおりでございます。

第7条から第11条は、施設使用の許可、使用の制限、権利の譲渡等の禁止、現状回復の義務、損害賠償の義務に関する規定で、新たに追加しようとするものでございます。第12条は、委任の規定で、現行条例どおりでございます。

附則の施行期日に関する規定において、施行期日を5月1日と定めた理由は、現委員の任期が4月30日となっているためでございます。

また、この条例の全部改正に伴い、図書館協議会委員に対する報酬、費用弁償の支払いが必要なくなることから、附則において、富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行い、委員の名称を削除するものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議長（中元優君） お諮りいたします。

本件は、さきの議会運営委員長より報告のとおり、精査を要しますので、総務文教委員会付託の上、審査をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、ただいま報告のとおり、

総務文教委員会に付託することに決しました。

日程第7

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（中元優君） 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） - 登壇 -

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本市の人権擁護委員、高井敏子氏は、平成19年6月30日をもって任期満了となりますので、再度、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、高井敏子氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（中元優君） 本件について、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、お諮りいたします。

本件について、推薦することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、適任と認めることに決しました。

日程第8

議案第10号～議案第17号、 議案第19号～議案第31号 （提案説明）

議長（中元優君） 日程第8 議案第10号から議案第17号まで、議案第19号から議案第31号まで、以上21件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

助役石井隆君。

助役（石井隆君） - 登壇 -

議案第10号平成18年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第8号は、歳入歳出それぞれ8,642万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を142億7,748万3,000円にしようとするものと、継続費の補正で変更2件、繰越明許費の設定で2件、債務負担行為の補正で追加2件、廃止1件と変更1件、地方債の補正で追加1件と変更6件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

36ページでございます。1款議会費は議会運営費で、議事録調製委託料と議場入り口の看板製作委託料の追加から旅費などの減額を差し引きいたしまして、107万7,000円の減額でございます。

2款総務費は、一般事務費の臨時職員の社会及び労働保険料、副市長に係る職印購入費、財産を売り払いするための事業費に特定財源として充当後の残余金相当額を積み立てする財政調整基金積立金、広報発行のための印刷代、地域会館の非常灯用バッテリー交換などの施設修繕料、土地開発基金利子繰出金、地域づくり推進基金事業として行う株式会社空知川ゴルフ公社貸付金、山部支所の電話設備の修繕及び公金収納用レジスター購入費、東山支所の電話回線整理のための器具購入費、市民相談業務の引き継ぎのための臨時事務員賃金、副市長等の変更に伴う財務会計システム修正委託料、国民健康保険、保育料、生活保護の制度改正に伴う住民情報システム修正委託料の追加から、文書管理経費、庁舎維持管理経費、市庁舎改修事業費、山部

東山地区コミュニティー運行事業費、市民交通傷害保険料、指定統計調査費などの事業の完了や事業費の確定などによる減額を差し引きいたしまして、1億1,901万9,000円の追加と、市有林管理費の財源振りかえでございます。

40ページ下段から46ページ中段でございます。3款民生費は、寄附に伴う社会福祉基金積立金、地域福祉センターの浴室壁タイル補修のための施設修繕料、利用増加が見込まれる高齢者入湯料助成金、介護システム改修に伴う介護保険特別会計繰出金、社会福祉法人軽減措置事業補助金、医療費の増加に伴うひとり親家庭等医療費、生活保護一般事務費の保護台帳整理用収納ワゴンの購入費、主に医療扶助費の増加に伴う生活保護費の追加から、国民健康保険特別会計繰出金、高齢者等緊急通報システム事業費、老人医療給付特別対策事業費、老人施設入所委託措置費、重度心身障がい者医療給付事業費、知的障がい者施設訓練等支援事業費、養護老人ホーム寿光園管理運営事業費、自立支援給付事業費、自立支援医療費支給事業費、児童手当支給事業費、助産施設扶助費、認定保育所運営費などの経費の確定などによる減額を差し引きいたしまして、6,684万3,000円の減額と、へき地保育所費の財源振りかえでございます。

46ページ下段から51ページ中段でございます。4款衛生費は、市内で唯一の公衆浴場の施設整備に対する公衆浴場確保対策事業補助金、乳幼児医療給付事業の請求事務取り扱い手数料、看護専門学校のシアタープロジェクト購入費、処理量割合の増加に伴う動物死体処理施設管理運営費負担金の追加から、エキノコックス症対策経費、各種予防接種委託料、看護専門学校運営経費、ごみ収集経費、富良野地区環境衛生組合負担金、合併処理浄化槽設置整備事業費、簡易水道事業特別会計繰出金などの事業完了及び経費の確定などによる減額を差し引きいたしまして、1,589万4,000円の減額と成人病対策

費の財源振りかえでございます。

50ページ下段から55ページ上段でございます。6款農林業費は、53ページの農地保有合理化事業の業務委託料の追加に伴う事務費、金利上昇などによる農業経営基盤強化資金利子助成金、貸し付け対象の増加に伴う農地流動化促進緊急対策事業利子助成金、集落センターの非常灯用バッテリー交換に伴う施設修繕料の追加から、産業研修センター管理運営経費、強い農業づくり事業費、国の補助事業の次年度実施への変更による農業機械導入に対する防衛施設周辺農業用施設設置事業費、防シカフェンス設置に対する債務負担行為による防衛施設周辺農業用施設設置事業費、地域用水機能増進事業費、森林整備地域活動支援推進事業費などの事業の完了、経費の確定などによる減額を差し引きいたしまして、4,636万6,000円の減額でございます。

54ページ中段でございます。7款商工費は、融資貸し付け件数の増加に伴う中小企業振興資金保証料補給金、対象事業所新規3件に対する企業振興促進補助事業費の追加から、商店街街路灯維持費補助金、商工業パワーアップ資金利子補給金の減額を差し引きいたしまして、1,570万7,000円の追加でございます。

54ページ下段から59ページ中段でございます。8款土木費は、59ページの土地開発基金で先行取得しておりました土地区画整理事業用地を、同事業での土地売り払い収入を財源として取得するための用地買収費の追加から、消融雪施設普及事業費、道路管理費、東4線道路改良舗装事業費、西4条道路改良舗装事業費、中心街活性化センター整備事業費、公営住宅建設事業費などの事業の完了及び経費の確定などによる減額を差し引きいたしまして、6,655万9,000円の追加でございます。

58ページ下段から65ページ上段でございます。10款教育費は、「子供と親の相談員」活用調査研究事業の委託金の増額に伴う

嘱託事務員賃金、山部第1小学校校舎ドア改修に伴う施設修繕料、国の補正予算に伴い、安全安心な学校づくり交付金事業として採択された西中学校バリアフリー改修事業費、対象幼稚園及び園児数の増加に伴う私立幼稚園預かり保育奨励補助金及び障がい児教育補助金、公民館費一般事務費の中央公民館研修室の暗幕カーテン購入費、扇山地区公民館非常灯用バッテリー交換に伴う施設修繕料、文化会館事務室の照明設備、ブラインド取り付けに伴う施設修繕料、図書館の身障者用トイレの収納式おむつ交換台設置に伴う施設修繕料、演劇工場の屋外階段補修のための施設修繕料、生涯学習センターの掃除機などの施設管理用器具購入費、スポーツセンター柔剣道場の計画的に交換する柔道用畳購入費の追加から、高等学校バス通学費補助金、教育バス運送業務委託料、子供芸術鑑賞教室委託料、生涯学習センター管理運営費、市民野球場設置管理費、屋内水泳プール管理運営費などの事業の完了と経費の確定などによる減額を差し引きいたしまして、3,140万5,000円の追加でございます。

64ページ下段でございます。12款給与費は、一般職給料、各種手当て市町村職員共済組合負担金で、1,531万7,000円の減額でございます。

66ページ下段でございます。14款災害復旧費は、市道金岡線災害復旧工事費の確定による76万7,000円の減額でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、16ページから35ページでございます。

議長（中元優君） ここで、10分間休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時14分 開議

議長（中元優君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

助役石井隆君。

助役（石井隆君） - 登壇 -

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、16ページから35ページでございます。

1款市税は、個人住民税の所得割、固定資産税の土地、日本郵政公社有資産所在市町村納付金、たばこ税の現年課税分で、1,975万7,000円の追加でございます。

2款地方譲与税は、所得譲与税の確定と地方道路譲与税のこれまでの交付状況を勘案したもので、882万5,000円の減額でございます。

18ページ中段でございます。6款地方消費税交付金は、交付状況を勘案し、1,600万円の追加でございます。

8款自動車取得税交付金は、交付状況を勘案し、1,100万円の減額でございます。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金は、交付金の確定によるもので、4,000円の追加でございます。

11款地方交付税は、国の補正予算に伴う追加交付決定などによる普通交付税で、2,592万4,000円の追加でございます。

20ページでございます。13款分担金及び負担金は、保育所負担金の追加から、老人ホーム保護委託費負担金、へき地保育所負担金、障害認定審査会負担金などの減額を差し引きいたしまして、2,197万2,000円の減額でございます。

14款使用料及び手数料は、産業研修センター使用料、屋内水泳プール使用料で、64万1,000円の減額でございます。

20ページ下段から25ページでございます。15款国庫支出金は、国庫負担金の身体障がい者福祉費負担金、生活保護費負担金、自立支援医療費負担金、災害復旧工事負担金の追加と、知的障がい者施設訓練等支援費負担金、被用者児童手当負担金、介護給付費負担金、保健事業費負担金などの減額、国庫補助金では、障がい者地域生活推進事業補助

金、社会福祉法人軽減措置事業補助金、地域住宅交付金、西中学校バリアフリー改修事業のための安全安心な学校づくり交付金、特定防衛施設周辺整備調整交付金による新生通排水整備工事補助金の追加と、身体障がい者福祉費補助金、合併処理浄化槽設置整備事業補助金、東4線道路改良舗装工事補助金、幼稚園就園奨励費補助金、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金、西4条道路改良舗装工事補助金などの減額で、合わせまして3,314万2,000円の減額でございます。

26ページから29ページでございます。

16款道支出金は、道負担金の権限移譲事務交付金の追加と、介護給付費負担金、自立支援医療費負担金などの減額、道補助金では、放課後児童対策事業費補助金、社会福祉法人軽減措置事業補助金、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の追加、北海道老人医療給付特別対策事業補助金、重度心身障がい者医療給付事業補助金、強い農業づくり事業補助金、農業経営基盤強化資金利子補給費補助金、地域用水機能増進事業補助金、森林整備地域活動支援交付金などの減額、委託金では、「子供と親の相談員」活用調査研究事業委託金の追加と、諸統計調査委託金などの減額で、合わせまして3,309万1,000円の減額でございます。

30ページでございます。17款財産収入は、土地建物貸し付け料、土地開発基金運用利子、麓郷・布礼別小学校の旧教員住宅の建物売り払い収入、山部旧教員住宅跡地、市道錦町5条廃道敷地、土地区画整理事業換地の土地売り払い収入、公用車整理に伴う車両売り払い収入の追加と、市職員住宅貸し付け料などの減額で、1億685万4,000円の追加でございます。

18款寄附金は、一般寄附金と指定寄附の福祉の充実に向けた社会福祉費寄附金で、47万9,000円の追加でございます。

32ページでございます。19款繰入金金は、株式会社空知川ゴルフ公社への貸し付けのための地域づくり推進基金繰入金の追加と

農業推進事業基金繰入金の減額で、差し引きいたしまして、1億1,390万円の追加でございます。

21款諸収入は、老人医療費高額療養費、重度心身障がい者医療費返還金収入、生活保護費返還金収入、社会及び労働保健料、落雷による公共施設破損に対する建物損害賠償共済金、自動車損害共済災害共済金などの雑入の追加と市税、地方交付税など歳入の増加及び事務事業経費の確定などによる財源調整に伴う備荒資金組合交付金の減額などで、8,732万1,000円の減額でございます。

34ページでございます。22款市債は、西中学校バリアフリー改修事業債の追加と、東4線道路改良舗装事業債外5件の事業の事業完了及び内容精査などによる減額で、50万円の減額でございます。

戻りまして、8ページでございます。第2条継続費の補正は第2表のとおりで、平成18年度東4線道路改良舗装事業費においては、実施設計及び入札、設計変更などにより事業費の総額を減額し、年割り額を平成18年度1億652万4,000円、平成19年度1億6,469万3,000円に変更しようとするものでございます。

平成18年度都市計画変更事業費は、入札などにより事業費の総額を減額し、年割り額を平成18年度212万5,000円、平成19年度338万9,000円に変更しようとするものでございます。

第3条繰越明許費は第3表のとおりで、平扇地区農免農道整備事業につきましては、北海道が実施する扇山8橋かけかえ工事の設計変更に伴い、年度内に工事完了ができないため、540万円を繰り越すものでございます。

西中学校バリアフリー改修事業につきましては、国の補正予算に伴い、補助事業として採択となりましたが、年度内での事業完了が困難であるため、3,505万2,000円を繰り越すものでございます。

第4条債務負担行為の補正につきまして

は、第4表のとおりで、追加といたしましては、平成18年度東4線道路改良舗装事業費は、国の補助を受け、国庫債務負担行為として実施するもので、期間を平成19年度、限度額を3,285万2,000円として定めるものでございます。

平成18年度富良野スポーツセンター指定管理料は、公の施設における指定管理者制度の導入に伴うもので、期間を平成19年度から平成21年度まで、限度額を6,867万円として定めるものでございます。

債務負担行為の廃止は、株式会社社知川ゴルフ公社に対する損失補償につきまして、地域づくり推進基金事業として、市からの直接貸し付けとして行うため、事業資金の借り入れに対する損失補償を廃止しようとするものでございます。

このことに伴い、今後、ゴルフ公社が事業資金を借り入れる際には、自己資金計画が基本となるところでございます。

債務負担行為の変更は、平成18年度農業経営基盤強化資金利子助成金において、金利の上昇などに伴い、限度額を1,985万1,000円に変更するものでございます。

10ページでございます。第5条地方債の補正につきましては、第5表のとおりで、追加といたしましては、西中学校バリアフリー改修事業費を限度額1,760万円として追加するものでございます。

地方債の変更につきましては、東4線道路改良舗装事業費外5件の事業について、事業費等の精査、確定などに伴い、限度額をそれぞれ変更するものでございます。

以上、平成18年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議案第11号平成18年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市国民健康保険特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ1億6,821万5,000円を追加

し、歳入歳出予算の総額を30億228万2,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

12ページから15ページでございます。

2款保険給付費は、一般被保険者並びに退職被保険者等にかかわる療養給付費及び高額療養費の追加と出産育児一時金の減額で差し引きいたしまして、1億8,531万4,000円の追加でございます。

5款共同事業拠出金は、平成18年度高額医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の確定に伴うもので、1,709万9,000円の減額でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、6ページから11ページでございます。

1款国民健康保険税は、一般被保険者の医療給付費分現年課税分及び介護納付金分現年課税分の減額と、一般被保険者の医療給付費分滞納繰り越し分並びに退職被保険者等の医療給付費分現年課税分、介護納付金分現年課税分及び医療給付費分滞納繰り越し分の追加を差し引きいたしまして、4,881万8,000円の減額でございます。

2款国庫支出金は、療養給付費等負担金の現年度分及び財政調整交付金の追加と、高額医療費共同事業負担金の減額を差し引きいたしまして、1億9,169万5,000円の追加でございます。

3款療養給付費等交付金は、退職被保険者医療交付金の現年度分で、4,725万4,000円の追加でございます。

4款道支出金は、高額医療費共同事業負担金及び財政調整交付金の減額で、合わせて2,451万1,000円の減額でございます。

5款共同事業交付金は、高額医療費の共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の減額で、合わせて3,527万7,000円の減額でございます。

6款繰入金は、出産育児一時金に係る一般会計繰入金の減額と、富良野市国民健康保険事業給付基金繰入金の追加を差し引きいたしまして、1,953万5,000円の追加でございます。

7款繰越金は、前年度繰越金で1,745万3,000円の追加でございます。

8款諸収入は、一般被保険者に係る第三者納付金の減額と返納金の追加を差し引きいたしまして、88万4,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案第12号平成18年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市介護保険特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ348万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を15億1,669万9,000円にしようとするものと、繰越明許費の設定1件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

6ページ下段でございます。1款総務費は、医療制度改正に伴う介護保険システム改修費用で、348万3,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

同じく6ページ上段でございます。3款国庫支出金は、介護保険システム改修経費に係る国庫補助金89万3,000円の追加でございます。

6款繰入金は、介護保険システム改修経費に係るその他一般会計繰入金で、259万円の追加でございます。

戻りまして、2ページでございます。第2条繰越明許費は、第2表のとおりで、介護保険システム改修事業につきましては、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の改正に伴い、介護保険システムの改修を国の予算措置

とあわせ、平成18年度で措置することとなりましたが、現時点では、改修内容の詳細が国より示されていないことから、年度内の完了が困難であるため、翌年度へ繰り越そうとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議案第13号平成18年度富良野市公共下水道事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市公共下水道事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ1,268万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を9億4,218万4,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

10ページから13ページでございます。

1款下水道費は、一般管理費の公共下水道事業基金積立金、水処理センター管理費の施設修繕として、塩素ポンプと汚泥ポンプの修繕及び管渠事業費の中部第4排水路取水口改修工事の追加と、一般管理費の報償金、消費税、職員管理費の会計間移動による人件費、水洗化普及促進費、水処理センター管理運営費、管渠事業費、処理場事業費など、経費の確定に伴う減額分を差し引きいたしまして、1,453万8,000円の追加でございます。

2款公債費は、地方債償還利子で、185万4,000円の減額でございます。

3款予備費は、財源の振りかえでございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、6ページから9ページでございます。1款分担金及び負担金は、特定環境保全公共下水道事業受益者分担金と公共下水道事業受益者負担金及び滞納繰り越し分で、294万6,000円の追加でございます。

2款使用料及び手数料は、公共下水道使用料の滞納繰り越し分で200万円の追加でござ

います。

5款繰越金は、前年度繰越金で、1,020万7,000円の追加でございます。

6款諸収入は、雑入の下水道污泥販売代金及び区域外流入建設協力金の追加と、水洗化等改造資金預託金元利収入及び支障物件移転補償費の減額を差し引きいたしまして、246万9,000円の減額でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議案第14号平成18年度富良野市簡易水道事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市簡易水道事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ241万5,000円を減額し、歳入歳出の総額を1億1,722万7,000円にしようとするものと、地方債の補正で変更1件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

10ページでございます。1款簡易水道費は、一般管理費の消費税の追加と簡易水道事業費の山部市街地区簡易水道配水管移設工事費などの事業確定に伴う減額を差し引きいたしまして、241万5,000円の減額でございます。

2款公債費は、財源の振りかえでございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、8ページでございます。1款使用料及び手数料は、簡易水道使用料の減少に伴い、79万2,000円の減額でございます。

3款繰入金は、一般会計繰入金で211万2,000円の減額でございます。

4款繰越金は、前年度繰越金で217万4,000円の追加でございます。

5款諸収入は、山部市街地区簡易水道配水管移設工事補償費の確定に伴い、31万5,000円の追加でございます。

6 款市債は、山部市街地区簡易水道配水管移設工事業の確定に伴う簡易水道事業債の減額で、200万円の減額でございます。

戻りまして、4 ページでございます。第2 条地方債の補正につきましては、第2 表のとおりで、簡易水道事業費の確定に伴い、限度額を変更するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議案第15号平成18年度富良野市水道事業会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市水道事業会計補正予算第3号は、収益的支出の予算組みかえと資本的収入の予算第4条、本文括弧書き中の不足する額、1億1,810万円を1億1,761万8,000円に改め、資本的収入から913万6,000円を減額し、4,846万4,000円に。資本的支出から961万8,000円を減額し、1億6,608万2,000円にしようとするものと、予算第5条に定めた企業債の限度額4,200万円を3,450万円と定めるものでございます。

以下、その概要について、収益的支出から御説明を申し上げます。

6 ページでございます。収益的支出の1 款水道事業費用は、営業費用の原水費及び受託工事費の減額60万円と、営業外費用の消費税及び地方消費税の追加60万円との組みかえでございます。

次に、資本的支出について御説明を申し上げます。

10 ページでございます。支出の1 款資本的支出は建設改良費で、第4次拡張事業である上五区地区配水管布設工事の確定に伴う減額570万円、土地地区画整理事業配水管移設工事外2 工事の工事費確定に伴う減額354万円及び量水器取りかえ工事費確定に伴う減額37万8,000円を合わせまして、961万8,000円の減額でございます。

次に、資本的収入について御説明を申し上

げます。

戻りまして、8 ページでございます。収入の1 款資本的収入は、企業債750万円の減額と工事負担金163万6,000円の減額を合わせまして、913万6,000円の減額でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議案第16号富良野市財政調整基金の処分について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市財政調整基金条例第6条の規定により、平成19年度の事業費財源に充てるため、財政調整基金を処分しようとするものでございます。

その内訳といたしまして、道路舗装側溝改良事業の財源として2,800万円以内、北1丁目1道路改良舗装事業の財源として500万円以内、五区3線道路改良事業の財源として1,700万円以内、土地地区画整理事業の財源として3,000万円以内をそれぞれ処分し、合計8,000万円以内を財政調整基金から処分しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議案第17号富良野市教育基金の処分について御説明申し上げます。

本件は、富良野市教育金条例第6条の規定により、平成19年度の事業費財源に充てるため、教育基金を処分しようとするものでございます。

その内容といたしましては、市内に住所を置く団体または個人が、青少年健全育成を目的に、子供会や少年団活動等に係る備品等を購入する場合に、その要する経費の2分の1を限度に予算の範囲内で補助する青少年育成補助金の財源として、43万4,000円以内を処分しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議案第19号富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部改正について、御説明を申し上げます。

本件は、条例別表中、15その他の者の欄に規定する教育委員会関係の2委員について名称を変更しようとするものでございます。

第1点目は、特別支援教育の充実のため、平成19年4月から現在の就学指導委員会を特別支援連携協議会に改編するもので、このことにより、就学指導委員会委員を特別支援連携協議会委員に改正するものでございます。

2点目といたしましては、結核対策委員をスクールカウンセラーに改めるものでございますが、結核対策委員につきましては、富良野市単独で任命する委員を改め、上富良野町から占冠までの沿線5市町村に関係機関を含めた富良野地区結核対策委員会を設置したことに伴い、削除するものでございます。

また、新たに規定するスクールカウンセラーにつきましては、現在、北海道教育委員会の予算措置により、富良野市内の学校へ派遣されておりますが、増加するいじめ、不登校問題や児童生徒が抱える悩みなどの諸問題に対応し教育相談の充実を図るため、必要に応じて市においても単独で配置することができるよう、委員としての名称を追加するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議案第20号富良野市長及び助役の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、市の財政状況が非常に厳しい状態にあることから、引き続き行革を断行すべく、職員給与の削減提案とあわせ、理事者の姿勢として給与削減を行おうとするものでございます。

内容につきましては、附則第9項の規定の追加で、平成19年度中に限り、市長と副市長の給料をそれぞれ14%削減しようとするもので、本年4月1日から削減後の給料月額については、市長は69万8,320円に、副市長を57万180円にそれぞれするもの

でございます。

なお、この期間内において離職する場合の退職金の算定につきましては、削減前の給料月額による措置とするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議案第21号富良野市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

本件は、議案第20号と同様の理由により附則第7項を追加し、平成19年度中に限り、教育長の給料月額を14%減額しようとするもので、これにより削減後の給料月額を49万5,360円にするものでございます。

また、削減期間内において離職する場合の退職金の算定につきましては、削減前の給料月額による措置とするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議案第22号富良野市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、平成18年人事院勧告並びに国を参考にした扶養手当の改定及び昨年と同様に市の財政状況が非常に厳しい状況にあることから、行政改革推進計画に基づき人件費を抑制するため本条例を改正しようとするものでございます。

第10条第3項の改正は、国の改定と同様に少子化対策に対応するものとして、3人目以降の子などの手当額を1,000円引き上げ、5,000円から6,000円にしようとするものでございます。

次に、附則につきましては、第1項は平成19年4月1日から施行するものとし、第2項は平成19年度の給料に限り、職務の級の区分に応じ傾斜的に1%から10%の減額率による職員給料の削減を図ろうとするもので、平均にして約7.6%の減額となる見通しでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議案第23号富良野市スポーツ振興審議会条例の廃止について御説明を申し上げます。

本条例に基づく富良野市スポーツ振興審議会は、スポーツ振興法第18条第2項の規定に基づき、教育委員会の諮問に応じ、スポーツの振興に関する事項について調査、審議等をするために設置してまいりました。

このたび富良野市審議会等の設置及び運営に関する事務取り扱い指針に基づいて検討したところ、同審議会の所掌事項を、社会教育委員の会議において総合的に審議することが富良野市のスポーツ振興のためにより効果的であると判断したことから、本条例を廃止しようとするものでございます。

具体的には、富良野市社会教育委員会議の中にスポーツ専門部会を設置し、スポーツ振興に関する事項を継続して審議するものでございます。

附則の施行期日に関する規定において、施行期日を5月1日と定めた理由は、現委員の任期が4月30日となっているためでございます。

また、この条例廃止に伴い、スポーツ審議会委員に対する報酬、費用弁償の支払いが必要なくなることから、附則において、富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行い、委員の名称を削除するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議案第24号富良野市青少年問題協議会条例の廃止について御説明を申し上げます。

富良野市青少年問題協議会は、青少年の健全育成にかかわる現状と課題についての調査・審議及び関係行政機関の連絡調整を目的として、昭和41年に設置いたしました。

しかし、近年、青少年にかかわる課題は多岐にわたり、より専門的な対応が求められており、また、協議会は年1回の開催で、本来の設置目的を十分に達成できていない現状に

ございます。

加えまして、富良野市行政改革推進計画においても、審議会の見通しが進められていることから、協議会のあり方について昨年7月に社会教育委員会議に諮問をしたところ、協議会の廃止が望ましいとの答申が10月になされたところでございます。

そのため、本年1月開催の第1回教育委員会臨時会に廃止に関する提案を行い、承認を得ましたので、今回、富良野市青少年問題協議会条例の廃止を御提案申し上げるものでございます。

なお、協議会廃止後における青少年の健全育成に関する調査、審議につきましても、教育部局では、富良野市社会教育委員会議及び少年育成協議会が担い、市部局では、富良野市次世代育成支援地域協議会が担当し、それぞれ部局間の連携を図りながら、より専門的に協議を進めてまいります。

また、この条例廃止に伴い、青少年問題協議会委員に対する報酬、費用弁償の支払いがなくなることから、附則において、富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行い、委員の名称を削除するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議案第25号富良野市敬老祝金条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、福祉行政の分野で、市民の高齢者に対する敬老精神の啓発や、生きがいなどを目的に大きな成果を上げてきたところでございますが、その一方で、少子高齢化が進む中であって、保健、医療、子育て支援、少子化対策など、福祉にかかわるさまざまな課題がふえ、その対応が求められているところでございます。

こうしたことから、現在、限られた予算を効果的、効率的に活用するため、事務事業の見直しを実施しているところでございます。

このような中であって、本事業は、初期の目的が達成されていることから、3年後の平

成 21 年度の支給をもって廃止することとし、条例の一部を改正しようとするものでございます。

以下、改正内容について御説明を申し上げます。

第 3 条祝い金の額につきましては、現行条例の額を 2 分の 1 に減額し、支給するものでございます。

附則の改正につきましては、執行に関し規定するため、附則第 2 項を加え、平成 22 年 3 月 31 日をもって富良野市敬老祝金条例の効力を失うものと定めるものでございます。

また、条例の施行期日を、平成 19 年 4 月からにしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議案第 26 号富良野市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正しようとするものでございます。

第 2 条第 2 項第 3 号アにつきましては、学校教育法の改正に伴い、盲学校、聾学校、養護学校の名称が、障がい種別を超えた特別支援学校に一本化されることにより、改正を行うものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議案第 27 号指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野スポーツセンター条例第 4 条の規定に基づき、富良野スポーツセンターの管理に係る業務を指定管理者に行わせようとするもので、指定管理予定者として、特定非営利活動法人ふらの体育協会を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めます。

指定期間は、平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 3 年間としようとする

ものでございます。

なお、募集から指定管理予定者として選定に至る経過につきましては、別紙資料として配付してございますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議案第 28 号指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野看護専門学校学生寮設置条例第 4 条の規定に基づき、富良野看護専門学校学生寮の管理に係る業務を指定管理者に行わせようとするもので、指定管理予定者として株式会社東洋実業富良野営業所を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めます。

指定期間は、平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 5 年間としようとするものでございます。

なお、募集から指定管理予定者として選定に至る経過につきましては、別紙資料として配付してございますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議案第 29 号上川教育研修センター組合規約の変更について御説明を申し上げます。

本件は、平成 18 年 6 月 7 日に平成 18 年法律 53 号として公布された地方自治法の一部改正に伴い、上川教育研修センター組合規約の変更を行おうとするものでございます。

平成 19 年 4 月 1 日から施行される地方自治法の改正により、構成自治体における助役の名称が副市町村長に変更されるとともに、収入役にかわり一般職である会計管理者を置くこととなったもので、このことに伴う規約の一部変更を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、平成 19 年 4 月 1 日からとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申

上げます。

議案第30号市道路線の認定及び廃止について御説明を申し上げます。

市道路線の認定につきましては、路線番号1576から1578までの3路線は、平成19年度駅前再開発事業による市道造成が完了予定となることから、新たに認定するものでございます。

路線番号1102は、同じく駅前再開発事業により起点部を変更するもので、一たん廃止し、認定するものでございます。

路線番号1307は、北の峰地区の国道38号線及び道道北の峰線の交差点改良工事に伴い市道北料北線の起点部を変更するもので、一たん廃止し、認定するものでございます。

路線番号3307は、道路の現況調査を実施し市道終点部を変更するもので、また、路線番号5308は、旧山手幹線用水路の廃止に伴い道路橋廃止による終点部を変更するもので、一たん廃止し、認定するものでございます。

市道路線の廃止につきましては、路線番号1530、1574は、駅前再開発事業の完了に伴い廃止するものでございます。

路線番号5387は、ポン布部川砂防工事により市道が砂防区域内に編入となったため、廃止するものでございます。

なお、市道の総延長につきましては、本路線の延長576.21メートルの減で、721.66キロメートルとなるものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議案第31号中富良野町町道路線の行政界を超える認定承認及び道路管理の協議について御説明を申し上げます。

本件は、平成19年2月6日付で、中富良野町より町道ベベルイ零号線の道路改良舗装工事、防衛施設局補助に伴う道路雨水排水施設に流末排水がなく、このため、富良野市市道側にある既設雨水ます接続について協議が

あり、道路敷地・工事内容等を確認し、重複区間の認定及び管理方法等について、道路法第8条及び第16条に定めるとおり取り決め、承諾しようとするものでございます。

1点目は、中富良野町で施工する道路改良舗装工事で設置される道路雨水排水施設延長150.33メートルについて、雨水排水施設150.33メートルを中富良野町の町道認定区間と重複して認定し、維持管理を双方で行おうとするものでございます。

2点目は、現在中富良野町で行われている国土調査により、市道ベベルイ零号線の敷地確定が行われ、敷地が道路本体及び附属施設については富良野市が管理するというものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長（中元優君） 以上で、提案説明を終わります。

散 会 宣 告

議長（中元優君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明28日の議事日程は、お手元に御配付のとおりであります。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時50分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成19年2月27日

議 長 中 元 優

署名議員 野 嶋 重 克

署名議員 東 海 林 剛